**平成２４年（フ）第８６８号**
京都市西京区上桂東居町３番地の２　ブライトン’90―１Ｆ103号室
債務者　糸井まゆみ
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第９０７号**
京都府木津川市加茂町北船屋45番地１
債務者　杉本美江子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第９４４号**
京都府向日市寺戸町西野辺26番地の２　エリハイツ106号室
債務者　奈木　翔平
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０１３号**
京都府宇治市大久保町旦椋19番地の265
債務者　神部　和樹
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１０１４号**
京都府宇治市大久保町旦椋19番地の265
債務者　カンベ薬局こと　神部　一香
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第３８１号**
兵庫県姫路市飾磨区構1068番地１
債務者　川辺　二郎
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第４４号**
熊本県八代市古閑中町1392番地１　B201
債務者　村上　　静（旧姓水野・岩本）
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

**平成２４年（フ）第６４７号**
東京都東村山市栄町３丁目32番地32赤津荘２
債務者　三島　英男
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第６４８号**
東京都東村山市栄町３丁目32番地32赤津荘２
債務者　三島　久枝
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１４７６号**
神奈川県大和市草柳３丁目２番地14
債務者　堀　　美佳
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１７７０号**
横浜市瀬谷区橋戸１丁目31番地の１　市営橋戸原ハイツ９棟103号
債務者　荻林　道弘
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１７８１号**
横浜市緑区十日市場町827番地７　リバーサイドハイツ301号
債務者　鈴木　正継
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３２５４号**
大阪府寝屋川市御幸東町29番１号
債務者　田中　絹子
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４５５０号**
大阪市淀川区加島１丁目36番23号
債務者　山中　是幸
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第３５８号**
岡山市北区駅前町１丁目10番３号
債務者　小野初子こと　徐　　初子
1　決定年月日時　平成24年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３３号**
栃木県大田原市実取769番地　市営実取団地322号、前住所栃木県大田原市浅香３丁目４番49号　ウエストサイド・ナカノ105号
債務者　白石　覚裕
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午前11時45分
宇都宮地方裁判所大田原支部